

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20240618製局第4号
令和6年6月27日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

競輪及び小型自動車競走における事故に対する報告要領について

上記の件について、自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号。以下「競輪規則」という。)第34条第2項及び小型自動車競走法施行規則(平成14年経済産業省令第98号。以下「競走規則」という。)第32条第2項の運用は、下記によることとしたので通知します。

なお、平成25年4月1日付け20130321製局第5号「競輪及び小型自動車競走における事故に対する報告要領について」は、廃止します。

記

1. 通報

管内の競輪施行者又は小型自動車競走施行者から、経済産業局宛て競輪規則第34条第2項又は競走規則第32条第2項に基づく事故の報告があったときは、経済産業局担当官は軽微な事故の場合を除き、当該時点までに判明した内容を電話等をもって経済産業省製造産業局車両室(以下「車両室」という。)に通報するものとする。

なお、当該事故が退庁時以降又は休日等において発生した場合は、別途指定する者に通報するものとする。

2. 事後措置

経済産業局は、事故のてん末、発生原因、処理状況その他必要な事項について当該施行者から報告書の提出を受けた時は、速やかに車両室宛て連絡するものとする。